

市内飲食店の事業の継続を支援します！

五所川原市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内飲食店の事業の継続を支援するため、一定の要件を満たす飲食店経営者に対し、20万円の支援金を交付します。

* 飲食店とは、日本標準産業分類の「大分類M一宿泊業、飲食サービス業」のうち「中分類76一飲食店」に該当する飲食店を指します。

交付対象となる方…以下の条件すべてを満たす方が対象となります。

▷令和2年1月31日までに開業しており、かつ店舗を市内に有し飲食業を営んでいる方(青森県外に本店を有する事業者を除く)

▷市町村税を滞納していない方

▷新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から5月までの間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して30%以上減少した方

* 事業期間が1年未満の場合にあっては、令和2年2月から5月までの間のいずれかの月の売上がそれ以前の月と比較して30%以上減少した方

申請期限…6月30日(火)まで

交付申請の方法

①「売上高比較表」の取得

30%以上の売上げが減少した事業主に対して、五所川原商工会議所、金木商工会または市浦商工会が

「売上高比較表」を発行します。

* 売上高の減少を判定するため、税務申告書類、帳簿等の書類が必要です。

* 「売上高比較表」の発行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、完全予約制とします。事前に五所川原商工会議所、金木商工会または市浦商工会に予約の電話をお願いします。

* 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、お越しの際は、マスクの着用をお願いします。

②市役所商工労政課に申請書類を提出(郵送による申請も可能です)

「交付申請書兼請求書(市ホームページもしくは市商工労政課、金木・市浦各総合支所の窓口にて配布)」に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

▷営業許可証の写し

▷市町村税の納税証明書

▷売上高比較表(五所川原商工会議所、金木商工会または市浦商工会が認定したもの)

▷振込口座のわかるもの(通帳の写し等)

問い合わせ・申請先…商工労政課 内線2552

五所川原商工会議所 TEL35-2121

金木商工会 TEL52-2611

市浦商工会 TEL62-2232

『ごしょがわらGENKIプロジェクト』で地域を元気に！

五所川原商工会議所青年部では、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者を支援し、地域を元気にするため『ごしょがわらGENKIプロジェクト』を立ち上げ、4月23日に記者発表を行いました。



「市民一人ひとりが手を取り合い、地域が一丸となって支え合うことで、必ず苦境を乗り越え、元気ある五所川原を取り戻せると信じている。」というテーマのもと、発表された5つのプロジェクトのうち「五所川原エール飯」は、テイクアウトサービスを行う飲食店をSNSを活用して情報発信し、自粛ムードの中にあっても気軽にお店の味を楽しみ、応援することができる取り組みです。

また「勝手に応援プロジェクト」は、飲食店の積極的な利用が難しくても、将来のお店の利用を目的にした“未来チケット”(1枚2,000円)を購入することでお店を支援し、落ち着いた時期に安心して食事を楽しめる取り組みとなっています。

そのほか、自粛期間中に自宅で行うチャレンジをSNSで発信する「五所川原チャレンジ」、各事業所が取り組んでいるウイルス対策や地域を盛り上げる企

画・事業を発信する「五所川原NAVI」、感染症が収束した際に地域活性化に取り組む団体・人をサポート・応援するためのクラウドファンディングの窓口「想いを繋げるプロジェクト」など、閉塞した地域の状況を打開するための企画が満載です。

市民の皆さんもぜひ、弁当などのテイクアウトや未来チケットを利用してみませんか。

詳しくは、ごしょがわらGENKIプロジェクトのホームページ(<https://genki.gosho-yeg.com/>)をご覧ください。

問い合わせ先…五所川原商工会議所青年部

TEL35-2121



記者発表を行う五所川原商工会議所青年部の担当者